

施設サービスなどを利用するときの食費や部屋代について

食費や部屋代は利用者が負担します

平成17年10月から、特別養護老人ホームなどの施設を利用したとき（ショートステイの利用を含む）の食費や部屋代は保険外とされ、具体的な利用者負担の金額は、利用者と施設との契約により決まることになりました。

ただし、収入等が低い（市町村民税非課税世帯の）方のサービス利用が困難にならないよう、収入等の額に応じて、食費や部屋代の負担が軽減されます。食費や部屋代の軽減を受けるためには、負担限度額認定申請書等（以下「申請書」）を区役所に提出し、負担限度額認定証（以下「認定証」）の交付を受ける必要があります。認定証の交付を受けた方は、サービス利用時に認定証を施設に提示することにより、負担限度額の段階（下表参照）ごとに決まっている1日あたりの食費や部屋代を施設に支払うこととなります。

認定証の交付要件

※…住民基本台帳上、別世帯の場合も含めます。

- 本人、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者（※）が市町村民税非課税
- 本人及び配偶者の預貯金等の資産（次ページ参照）の額の合計が2,000万円以下（配偶者がいない場合は、本人の預貯金等の資産の額が1,000万円以下）

【負担限度額】

所得の状況		負担限度額（日額）					
段階	対象者		部屋代		食費		
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 上の交付要件を満たしている方 かつ高齢福祉年金を受給されている方 生活保護等を受給されている方 		多床室		0円	300円	
			従来型個室	(特養等)	320円		
				(老健・療養等)	490円		
			ユニット型個室的多床室		490円		
			ユニット型個室		820円		
第2段階	平成28年7月まで	上の交付要件を満たしている方	多床室		370円	390円	
	平成28年8月から		従来型個室	(特養等)	420円		
				(老健・療養等)	490円		
	ユニット型個室的多床室		490円				
	ユニット型個室		820円				
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 上の交付要件を満たしている方 かつ第1、第2段階以外の方 		多床室		370円	650円	
			従来型個室	(特養等)	820円		
				(老健・療養等)	1,310円		
			ユニット型個室的多床室		1,310円		
			ユニット型個室		1,310円		
第4段階	上記以外の方		<ul style="list-style-type: none"> 第4段階の方には負担限度額が設けられていません。 食費や部屋代は施設との契約によって決まります。 				

預貯金等の資産の範囲（例）

預貯金等の資産（例）	申請に必要な書類（例）
・預貯金（普通・定期）	すべての口座の表紙及び最終記帳ページ等、口座名義及び残高の確認ができる書類 （最後に記帳してから2か月以内のもの）
・現金	—
・有価証券 （株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し等
・金、銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
・投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し等
・負債（住宅ローン等）	残高証明書等



平成27年8月から負担限度額認定の交付要件が変更になりました。

変更内容

平成27年7月までは、市町村民税非課税世帯の方であれば、お住まいの区の区役所保険年金課へ申請書を提出し、認定証の交付を受けることによって、対象となる介護保険サービスを利用した際の食費や部屋代の負担軽減が受けられました。平成27年8月以降に同様の軽減を受けるためには、生活保護等を受給している方を除き、前ページの「認定証の交付要件」満たしている必要があります。

また、申請書を提出する際には、預貯金等の資産の額を証する書類をご用意いただく必要があります。

認定証の交付要件を満たさない方

認定証の交付が受けられませんので、対象となる介護保険サービスを利用した際の食費や部屋代の負担軽減は受けられなくなります。具体的な金額については、利用先施設等との契約によって決まります。

なお、年度の途中で交付要件を満たすこととなった場合は、その時点で申請書等を提出することによって、申請月の1日から有効な認定証を交付することができますので、お住まいの区の区役所保険年金課に申請書等をご提出ください。

【認定証の対象となる介護保険サービス】

- ◆ 特別養護老人ホームへの入所
- ◆ 介護老人保健施設への入所
- ◆ 介護療養型医療施設（介護療養病床等）への入院
- ◆ ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）
（介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護）の利用

※ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護）は対象にはなりませんので、認定証で食費や部屋代は軽減されません。

利用者負担第4段階の方の特例

第4段階の被保険者は認定証は交付されず、食費や部屋代の軽減はされません。ただし、高齢者夫婦世帯等で施設入所（*）に伴い第4段階の食費や部屋代を負担した結果、もう一方の配偶者が生計困窮に陥ってしまうような場合等は、一定の条件を満たす場合に限り、特例減額措置として食費もしくは部屋代、又はその両方を第3段階とし、特定入所者介護サービス費を支給することができます。（措置を受けるには手続きが必要ですので、お住まいの区の区役所保険年金課にご相談ください。）

* 通常の負担限度額認定とは異なり、施設入所の場合のみ適用となりますので、ショートステイの場合は特例減額措置の対象とはなりません。

特例減額措置の対象者の条件	特例減額措置の内容
<p>① 本人が属する世帯の世帯員及び配偶者（別世帯の場合も含む）の数が2人以上であること。</p> <p>② 第4段階の部屋代、食費を負担していること。</p> <p>③ ①の全員の年金収入等から、施設の自己負担（自己負担、部屋代、食費）を除いた額が80万円以下であること。</p> <p>④ ①の全員の預貯金等の額が450万円以下であること。（預貯金のほか、有価証券、債権等も含む。）</p> <p>⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。</p> <p>⑥ 介護保険料を滞納していないこと。</p>	<p>左の要件③に該当しなくなるまで、部屋代又は食費若しくはその両方について、利用者負担第3段階の負担限度額を適用します。</p>